

【都市計画変更の理由】

宮崎市の都市計画道路は、戦後まもない昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原形が構築されました。その後、人口の増加に伴い市街地が拡大する社会を見据え、長期的に必要とされる人口密度や市街化規模等に対応できるよう、適宜、都市計画道路の追加または変更を行ってきました。

昨今では、少子高齢化や人口減少が進む中、社会経済情勢の変化を踏まえ、本市は、持続可能な都市構造、「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」を目指しており、計画決定された当時での必要性や位置付けに変化が生じている路線や、長期にわたり事業未着手となっている路線が存在しております。また、都市計画道路の計画区域内は、関係法令により一定の建築制限が課せられていることに加え、本市の財政状況の視点からも長期にわたり事業未着手となっている都市計画道路の必要性や見直しなどを求める声が高まっています。

本市では、こうした社会経済情勢の変化などを踏まえ、長期未着手となっている36路線の都市計画道路について、「必要性」や「実現性」に関する評価を行い、令和元年9月に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を改訂し、公表しました。

今回、この基本方針に基づき3・4・12号 東十文字通線について、周辺道路を含む道路交通体系等を総合的に検討した結果、主要な拠点、施設等へのアクセス機能が低くなっているほか、交通ネットワーク上の幹線機能は周辺道路で確保されている。また、将来の交通需要の増加や混雑緩和への効果は低いと予測されることから、現在の社会経済情勢の変化に即して、全線を廃止するものです。

なお、今回の変更は計画区域に重複する既存道路の機能に影響を与えるものではありません。